

飯塚市地域公共交通協議会規約 新旧対照表

新	旧
<p>(任期)</p> <p>第7条 <u>委員の任期は、選任した日の属する年度の翌年度3月末日までとする。</u>ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(事務局)</p> <p>第14条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。</p> <p>2 事務局は、<u>飯塚市市民協働部まちづくり推進課</u>に置く。</p> <p>3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めたものをもって充てる。</p> <p>4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>附則</p> <p>この規約は、平成20年3月25日から施行する。</p> <p>この規約は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>この規約は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>この規約は、平成27年7月1日から施行する。</p> <p>この規約は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p><u>この規約は、平成30年 月 日から施行し、平成30年4月1日から適用する。</u></p>	<p>(任期)</p> <p>第7条 <u>委員の任期は2年とする。</u>ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(事務局)</p> <p>第14条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。</p> <p>2 事務局は、<u>飯塚市行政経営部総合政策課</u>に置く。</p> <p>3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めたものをもって充てる。</p> <p>4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>附則</p> <p>この規約は、平成20年3月25日から施行する。</p> <p>この規約は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>この規約は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>この規約は、平成27年7月1日から施行する。</p> <p>この規約は、平成29年4月1日から施行する。</p>